

解雇と解雇予告期間

Q、解雇予告期間とは実際に、いつからいつまでですか。

解雇について教えてください。

A、解雇とは「会社が一方的な意志で労働者との労働契約を終了すること」です。

そのため、使用者が労働者を解雇しようとする場合は、30日以上前に解雇を予告するか、平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払わなければなりません。即時解雇の場合には、1か月分の賃金とほぼ同額を払う、ということです。なお、15日前に予告して15日分の平均賃金を支払うなど、期間と予告手当を併用することもできます。

例えば、9月30日で労働者を解雇する場合、原則として8月31日までに解雇の予告をする必要があります。解雇予告期間の日数は労働日ではなく暦の日数を使い、解雇予告を行った翌日から計算します。解雇予告をした当日は30日間に含まれません。解雇予告は書面ではなく口頭で行っても有効ですが、記録が残りません。トラブルを避けるためにも、書面での通知が望ましいでしょう。

解雇予告手当の計算方法は「支払いが必要な日数×平均賃金」です。もし、解雇予告なしで即日解雇するなら、解雇と同時に予告手当を支払うことが必要です。解雇予告をしても、解雇予告手当が必要な場合は、遅くとも解雇日までに手当を支払います。

また、使用者は次の①と②の期間は労働者を解雇することができません。

① 労働者が業務上負傷し又は疾病にかかり療養する期間とその後30日間。

② 産前産後の女性が休業する期間とその後30日間。

傷病状態にある労働者が解雇されると、就職活動も労働もままならずに生活が脅かされてしまいます。業務上の疾病や産前産後のために働くことができない期間は解雇が制限されます。